

議第198号

野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例

野呂山交流施設設置条例（平成16年呉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条，第8条，第8条の2関係）			別表（第5条，第8条，第8条の2関係）		
使用時間	9時～13時	13時～18時	使用時間	9時～13時	13時～18時
施設名	時	時	施設名	時	時
研修室	900円	1,140円	研修室	1,080円	1,370円
交流・情報スペース	1,000円	1,300円	交流・情報スペース	1,500円	1,950円
略			略		
備考 陶芸窯の利用時間は、交流施設の開館時間内とする。			備考 1 陶芸窯の利用時間は、交流施設の開館時間内とする。 2 <u>研修室又は交流・情報スペースの使用時間を超過して使用した場合は、超過使用時間1時間ごとに、その使用料の額の時間割に相当する額を超過金として加算する。この場合において、超過使用時間が1時間未満のとき又は超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。</u>		

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

野呂山ビジターセンターの使用料の額の改定をする等のため、この条例案を提出する。